

令和5年第8回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月11日（火） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所3階 議会委員会室

3 出席委員 20名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第37号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第38号 農用地利用集積計画の決定について
議案第39号 農用地利用集積等促進計画の要請について
議案第40号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
報告第13号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	一戸 武二
次長	西村 実洋
農地係長	松本 裕也
農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

主 査	斎藤 俊宏
-----	-------

農林政策課

主 事	太田 樹
-----	------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 5 年第 8 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願い
します。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につき
まして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の
出席委員数は 20 名であり、定足数に達しており、会議が成
立いたしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行
います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者
の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ご
ざいませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させ
ていただきます。

議事録署名者には、7 番 佐藤 善一 委員

8 番 石岡 清一 委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、松本農地係
長、秋村金木支所長、佐藤市浦支所長、農林政策課の太田主

事をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和5年6月27日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、鳴海博隆推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業2件、あおもり農業支援センター事業2件を適正に処理したことを報告いたします。

令和5年6月26日午前8時45分から、工藤昇委員、小野列子委員、木村真也推進委員で五所川原北地区の法務局照会1件。

令和5年7月3日午前9時から、乗田栄一委員、小笠原進委員で五所川原北地区の5条転用1件。

令和5年7月5日午後1時30分から、石岡清一委員、齊藤晴夫推進委員で五所川原東地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第36号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第36号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転6件、無償所有権移転3件です。

2 ページをご覧ください。

- 1 番 大字梅田字平野、田 2 筆、合計 6, 4 1 6 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1, 924, 800 円の有償移転です。
- 2 番 大字浅井字西広、田 8 筆、合計 1 9, 9 0 3 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 5, 850, 000 円の有償移転です。
- 3 番 大字原子字山元、田 6 筆、合計 3, 9 6 0. 4 9 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 200, 000 円の有償移転です。
- 4 番 大字飯詰字清野、田 1 筆、2, 1 8 8 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 300, 000 円の有償移転です。
- 5 番 大字太刀打字柳川ほか、田 5 筆、畑 1 筆、
合計 2 1, 0 3 2 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。
- 6 番 大字毘沙門字中熊石、畑 3 筆 合計 9 8 1 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。
- 7 番 大字田川字若草、畑 1 筆、合計 3 2 8 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。
- 8 番 金木町嘉瀬雲雀野、畑 2 筆 合計 6 2 3 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 5,000 円の有償移転です。

- 9 番 金木町蒔田桑元、畑 1 筆 3 1 7 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 20,000 円の有償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相当で
あると判断されます。

議 長 議案第 3 6 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 3 6 号について原案の
とおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 3 6 号について原案の
とおり許可いたします。

議 長 つづきまして、議案第 3 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定
に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といた
します。
参与より説明をお願いします。

参 与 6 ページをご覧ください。
議案第 3 7 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地
転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件、賃借権設定1件です。

7ページをご覧ください。

- 1番 大字松野木字中州川山、採草放牧地1筆、2,315㎡
貸付人、借受人は記載のとおりです。

転用理由は風況観測塔設置の一時転用です。

申請地は、五所川原市役所から東へ約10.8kmに位置します。

申請人は風力発電所を検討するにあたり、計画地周辺に風況観測塔を建設し、風況データを収集するため、海拔の高さや既存道路からのアクセスなどを考慮し、今回の申請に至りました。土地利用計画、農地復元計画については、添付書類により妥当と判断され、風況観測塔建設に伴う大規模な造成工事や水道工事は行わないため、周辺農地等へ悪影響はないものと判断でき、また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

- 2番 若葉一丁目、田1筆、2,274㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は宅地分譲です。

申請地は五所川原市役所から北へ約1.2kmに位置し市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で宅地化の状況が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第1種低層住居専用地域にある農地であるため、第3種農地と判断されます。

周辺は宅地化が進んでおり、徒歩圏内にはスーパーマーケットやドラッグストアなどがあり、小学校も近く、住宅地としての利便性が良いことから、顧客のニーズと売主の土地を有効活用したいという要望に応えられる最適な土地

であるため、今回の申請に至りました。

土地利用計画については添付書類により妥当と判断され、周辺農地に土砂が流出しないようL型擁壁を設置し、雑排水は公共枿を設置し、下水道本管へ接続するため、周辺農地に被害を及ぼすことがないと判断でき、また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、8ページをご覧ください。

議 長 議案第37号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第37号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第37号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

議 長 つづきまして議案第38号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 9ページをご覧ください。
議案第38号、「農用地利用集積計画の決定について」であります。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5

条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定14件、所有権移転5件です。

10ページ、番号1番から16ページ14番までの利用権設定14件については、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、各要件を満たしております。

17ページ、番号1番から20ページ5番までの所有権移転5件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第38号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、議案第38号について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

14番 はい(挙手)
(相馬委員)

議長 14番 相馬委員どうぞ。

14番 利用権設定の10番の、利用権設定を受ける者の、経営面積の桁が間違っていないか、単位がアールではなく平米になっているのではないか。

議長 ただいま、相馬委員からの質問について、参与に説明を求めます。

参 与 ご指摘いただいた議案14ページの10番に加え、15ページの11番について、議案作成時に単位がアールではなく平米となっておりました、大変申し訳ございません。

正しくは平米ではなくアールに換算したものが記載されるべきでありました。資料を訂正いたします。

14番 わかりました。

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 他にご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第38号について原案のとおり決定いたします。

議 長 つづきまして、議案第39号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題とします。

参与から説明をお願いします。

参 与 21ページをご覧ください。

議案第39号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は2件です。

別紙A3サイズの一枚用紙をご覧ください。

1 番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字前田野目字犬走、畑 1 筆、期間は 4 年。借り賃は 10a あたり 4,880 円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

2 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字米田字松島ほか、田 20 筆、期間は 3 年。借り賃は 10a あたり 25,000 円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより市農林政策課が選定しています。

議 長 議案第 39 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 39 号について原案のとおり承認いたします。

議 長 つづきまして、議案第 40 号「地目変更登記に係る照会に

対する調査結果について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 22 ページをご覧ください。
議案第 40 号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数は 1 件です。

1 番 農地の所在は、大字太刀打字常盤、畑 7 筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は雑種地です。

調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第 40 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 40 号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 40 号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第 36 号から議案第 40 号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他に何かございませんか。

議 長 以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。